

# 始良市子育て基本条例(抜粋)

## (基本理念)

第3条 子育てを社会全体で進める取組は、次に掲げる基本理念にのっとり、行うものとする。

- (1) 子どもは人としての尊厳を有し、かけがえのない存在として尊重されるとともに、郷土の宝、未来をつくる力という認識の下、子どもの自立に向けた働きかけを行うこと。
- (2) 子どもが、生きる力を身に付け、ふるさとを愛し、夢と志をもって社会に貢献しようとする心を育むことができる環境づくりを行うこと。
- (3) 家庭、学校、地域社会、事業者及び市は、それぞれの役割と責任に基づき協働し、子どもの発達の段階に応じた子育ての取組を行うこと。

## (家庭の役割と責任)

第4条 保護者は、子どもの教育に第一義的な責任を有するものであり、子どもの中に信頼感、安心感を育みながら、基本的な生活習慣及び社会規範を身に付けられるようにするとともに、自立心及び心豊かな人間性を育めるよう、次の責任を果たすように努めるものとする。

- (1) 家庭が子どもにとって安心できる居場所となるよう、愛情をもって子どもに接し、子どもの中に人への基本的信頼感と安心感をしっかり育てること。
- (2) 子どもの思いを受け止め、適切に褒め、叱ることで、子どもが自立に必要な力を身につけられるようにすること。
- (3) 家庭での言動が直接的、間接的に子どもに影響を与えることを自覚し、自らが模範を示しながら、望ましい生活習慣の形成を行うこと。
- (4) 家庭内での役割分担を明確にし、子どもに家庭の一員としての責任を持たせ、自立心を育み、自分が役立つ存在であることを実感できるようにすること。
- (5) 学校の行事及びPTA活動への参加又は参画を通して、子どものよさや課題を学校と共有し、子どもの自立に向けて、連携を深めること。
- (6) 地域社会の一員として、地域の活動に積極的に子どもを参加又は参画させ、望ましい人間関係や社会規範などを身に付けられるようにすること。

## (学校の役割と責任)

第5条 学校は、教育の目標が達成されるよう子どもの心身の発達に応じた体系的な教育を展開し、将来の自立に必要な力を身に付けられるようにするとともに、子どもの学びの拠点として、家庭及び地域の信頼に応え、次の責任を果たすように努めるものとする。

- (1) 全ての教育活動を通じて生きる力を育むこと。
- (2) 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を育成することを通じて学力の向上を図ること。
- (3) 集団の中で、基本的倫理観と規範意識を持ち、自らを律し、他人とともに協調し、思いやりの心や感謝の心、自然や美しいものに感動する心などの豊かな人間性を育むこと。
- (4) 生涯にわたって運動に親しみ、健康を保持増進し、豊かな生活を実現できるよう、一人一人に応じた体力・運動能力の向上を目指し、たくましく生きるための健康や体力を育むこと。
- (5) 教育活動について家庭及び地域社会等へ広く情報発信するとともに、相互の意見交換の機会を充実し、地域とともにある学校づくりを推進すること。
- (6) 地域社会及び事業者と連携・協力した活動や、地域人材の活用を推進すること。

